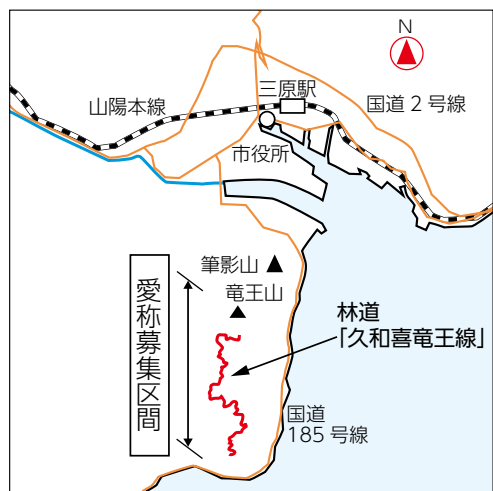




▲観光資源としても期待される
景観に優れた林道「久和喜竜王線」



新しい道路に名前を付けてみませんか 林道「久和喜竜王線」の愛称を募集

現在、市が整備を進めている林道「久和喜竜王線」は、山林を適切に管理し、地域住民の暮らしを支える役割とともに、瀬戸内海国立公園・竜王山へつながる景観に優れた観光資源として、市内外の多くの人に利用されることを期待しています。

市では10月に予定している開通に先立ち、久和喜竜王線の愛称を募集します。皆さんに未長く愛される名前をお待ちしています。

応募資格 個人・団体

作品条件 次の①②を満たすこと

①道路の特徴を表し、親しみや愛着を感じられるもの

②10文字以内で表記できるもの

※応募は1人(1団体)2点まで。

※未発表の作品に限ります。

賞・賞品 最優秀賞(1点)・5万円相当

の地元特産品、優秀賞(数点)・2万円相当の地元特産品

応募方法 8月1日(月)(消印有効)まで

に、持参、郵送またはEメールで

応募用紙(募集要項とともに提出先、

市ホームページに用意)を農林整備

課(市役所本庁5階〒723-8601港町三丁目5番1号 ☎0848・67・6078

✉norinseibi@city.mihara.hiro

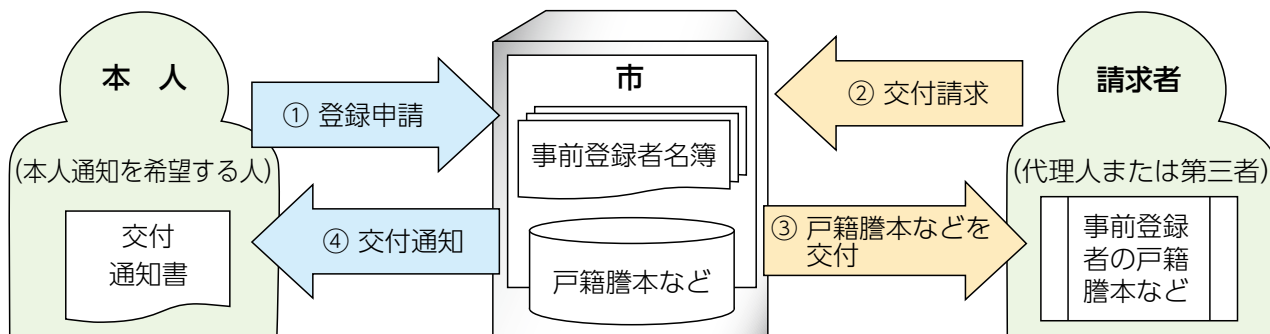
shima.jp)へ

戸籍謄本などの不正取得を防止するため 8月から登録型本人通知制度を開始します

☎市民課 ☎0848・67・6175

本人通知制度

本人通知制度は、事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人または本人以外の第三者に交付した場合、その事実を本人にお知らせする制度です。



希望する人は事前に登録してください

受け付け 8月1日(月)から

ところ 市民課(市役所本庁1階)、本郷支所、久井支所、大和支所

対象 市に住民登録や本籍のある人

対象となる証明など

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票 など

登録者に交付通知が届きます

事前登録した人の証明を第三者に交付した場合、本人に交付通知書を郵送します。

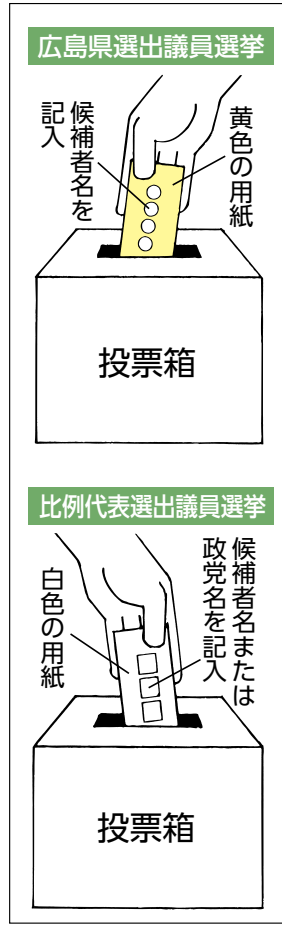
通知する内容は、交付年月日、交付証明書の種別、交付通数、交付請求者の種別です。

※この制度は代理人または第三者からの請求を拒否したり、交付の可否を本人に確認したりする制度ではありません。

7月10日(日)は 参議院議員通常選挙の投票日です

7月10日(日)は、参議院広島県選出議員選挙と参議院比例代表選出議員選挙の投票日です。

この選挙から18歳以上の人が投票できます。棄権しないよう、一人ひとりがよく考えて、1票を大切に投票しましょう。



●投票所の変更

次の投票区は投票場所が前回の選挙から変更されました。

- ▼本郷期日前||本郷支所別館▼西野||芸術文化センターポポロ▼須波ハイツ||第四中学校屋内運動場▼七宝||徳寿院本堂▼高坂||高坂町コミュニティホーム(旧高坂幼稚園)

●投票所入場券

投票所入場券は、選挙権のある人に世帯ごとにまとめて送付します。記載内容を確認し、各人で切り離して投票所へお持ちください。

届かない、または紛失したなどで入場券がない場合は、運転免許証などの

身分証明書を持って、投票所で申し出てください。

投票場所は入場券で確認してください。

●期日前投票

仕事やレジャーなどで、投票日に投票することができない人は、期日前投票をすることができます。

※土・日曜日も

期日前投票所	期間	時間
市役所議会棟	6月23日(木)～7月9日(土)	8:30～20:00
本郷支所別館	7月3日(日)～7月9日(土)	
久井支所		
大和支所		

投票できます。

※どの投票所でも投票できます。

用意する物 投票所入場券、期日前投票宣誓書

※期日前投票宣誓書は市ホームページに用意しています。

●不在者投票

投票日・期日前投票期間中に市外に滞在している人は、不在者投票ができます。希望する人は、不在者投票請求書兼誓約書(市ホームページに用意)を選挙管理委員会へ持参または郵送してください。

不在者投票施設(指定病院・老人ホームなど)に入院・入所している人は、その施設で不在者投票ができます。

●郵便投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳

●投票時間 7時～20時

※久井・大和地域は全投票所とも7時～19時です。

そのほか投票時間の異なる投票区は次の表のとおりです。

【三原地域】

投票区名	開始時刻	閉鎖時刻
登町	7:00	18:00
小佐木		16:30
佐木		18:00
須ノ上		
向田		

【本郷地域】

投票区名	開始時刻	閉鎖時刻
本郷第一	7:00	19:00
本郷第二		
船木河内谷	7:00	18:00
船木中筋		19:00
船木平坂	8:00	16:00
船木芋掘		
下北方	7:00	19:00
上北方		
善入寺		
南方第一		
南方第二		
南方日名内	18:00	

を持っている人のうち、障害などの程度が該当する人、介護保険の被保険者証に要介護5と記載されている人で、郵便投票証明書を持っている人が郵便投票を希望する場合は、7月6日(水)までに投票用紙などの交付を申請してください。

新たに郵便投票を希望する場合は、早めに問い合わせてください。

●開票

即日開票で、21時10分から中央公民館で行います。

選挙管理委員会事務局
 ☎0848・67・6140
 ☎0848・67・6196



三原シティカレッジ(市民講座・夏休み特別企画) 7月からの開講分

申し込み 開講日の前日までに、郵送、ファクスまたはEメールで①講座名②郵便番号・住所③名前(ふりがな)④職業(学年)⑤電話番号を県立広島大学三原キャンパスへ
※電話での申し込みはできません。

講座・内容	講師	とき	定員	ところ
■子どもたちへの地域での発達支援 ①発達外来からのメッセージ ②子どもたちへの発達支援を振り返る ③学校における支援 ④メンタルヘルス	県立広島大学 教授 林 優子さん 准教授 古山 千佳子さん 助教 山西葉子さん 助教 西村玲子さん	①7月1日(金) ②7月8日(金) ③8月26日(金) ④9月2日(金) 19時～20時30分	各100人 ※子どもの発達支援に関わる医療・保健・福祉・教育関係者や保護者などが対象。	県立広島大学三原キャンパス ※駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関を利用してください。
■心の健康を考えよう ①心の健康対策 基礎 ②心の健康対策 検討 ③心の健康対策 方法	県立広島大学 准教授 井上 誠さん 助教 近藤 美也子さん	①7月23日(土) ②8月6日(土) ③8月20日(土) 10時～12時	各20人	
■小さく産まれた赤ちゃんの発達を知る	県立広島大学 教授 島谷康司さん	7月23日(土) 10時～12時	50人	
夏休み特別企画 ■高校生のためのプレママプレパパ教室 ①命の誕生を学びましょう ②赤ちゃんについて学びましょう ③育児疑似体験をしましょう ④赤ちゃんって? 育児って? 触れ合い体験をしましょう	県立広島大学 准教授 日高陵好さん 助手 伊藤良子さん	①～③7月23日(土) ④7月24日(日) 9時45分～12時	各15人程度 ※高校生が対象。 ※申し込み締め切りは7月21日(木)です。 ※動きやすい服装で参加してください。	
夏休み特別企画 ■身体を動かす「筋肉」について知ろう ・「筋肉」はどう働くの?	県立広島大学 教授 森 大志さん	8月5日(金) 10時～12時	15人 ※小・中学生が対象。 ※動きやすい服装で参加してください。	
夏休み特別企画 ■13歳からの言語聴覚士入門 【第1回】 ①きこえ(聴覚)の障害とその対応 ②ことばの基盤について～音声学入門～ ③発声・発音の障害とその対応 【第2回】 ①食べる・飲み込む(摂食嚥下)機能の障害とその対応 ②ことばの基盤について～心理学入門～ ③ことばの障害とその対応～こどもの場合を中心に～ 【第3回】 ①ことばの基盤について:脳をみる～脳科学入門～ ②ことばの障害とその対応～成人の場合を中心に～	県立広島大学 教授 伊集院 睦雄さん 教授 大西英雄さん 教授 城本 修さん 教授 吐師道子さん 教授 矢守麻奈さん 准教授 長谷川 純さん 准教授 渡辺真澄さん 講師 佐藤 紀代子さん 講師 堀江 真由美さん 助教 津田哲也さん 助教 中村 文さん	【第1回】 8月9日(火) ①9時30分～10時20分 ②10時30分～11時20分 ③11時30分～12時20分 【第2回】 8月10日(水) ①9時30分～10時20分 ②10時30分～11時20分 ③11時30分～12時20分 【第3回】 8月11日(木) ①10時～10時50分 ②11時～11時50分	各30人程度 ※中高生・教員・保護者が対象。 ※連続受講をお勧めします。	

県立広島大学三原キャンパスツアー

大学と地域の交流を図るため、普段は見ることで見えない大学内の施設を巡るツアーを開催します。

とき 22日(金) 9時～12時

※食堂体験は13時まで。

内容 実習室などの見学、食堂体験(希望者)など

定員 40人(申し込み先着順)

参加費 無料

※食堂体験には200円が必要。

※免許証などの身分証明書をお持ちください。

申し込み 電話、ファクスまたはEメールで①名前②電話番号③勤務先(学校)④食堂体験の希望の有無を県立広島大学三原キャンパスへ

※食堂体験の申し込みは15日(金)まで。



☎県立広島大学三原キャンパス(〒723-0053 学園町1-1)
 ☎0848-60-1200 ☎0848-60-1134
 ✉mrenkei@pu-hiroshima.ac.jp

市の財政状況をお知らせします

平成27年度一般会計

☎財政課 ☎0848・67・6028

予算の状況

平成27年度当初の一般会計予算額は491億1,075万円でしたが、円一皆実線道路改良事業や認定こども園

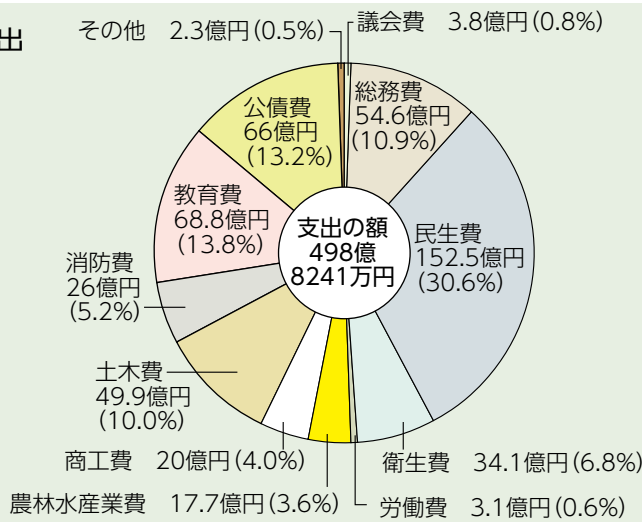
整備費補助、地方創生の事業などの補正増によって、3月末時点の予算額は498億8,241万円になりました。

●収入

主な市税収入として、市民税(51.8億円)、固定資産税(66.4億円)、都市計画税(7.8億円)があります。

予算額(A)	うち市税収入	
	金額(B)	割合(B/A)
498億8,241万円	135億1,421万円	27.1%

●支出



最も大きな支出は、民生費(152億5,190万円)じゃ。主に保育所や放課後児童クラブの運営などの子育て支援、高齢者や障害者の福祉サービスに使われているぞ。

2番目に大きな支出の教育費は、本郷西小学校と第三中学校の校舎建設、小学校の耐震化などに当てておるぞ。



市債と基金の状況(平成28年3月31日現在)

市債(借入金)のうち、臨時財政対策債(180.7億円)は返済額を国が100%負担します。また、学校や道路を建設するための事業債(359億円)の返済額の約7割(約250億円)は国から支援措置があります。

市債現在高	基金現在高
539億6,897万円	120億453万円

●1世帯当りに換算すると……

市債残高は
122万4,869円

基金残高は
27万2,453円

※平成28年3月末現在の市の世帯数44,061世帯から算出しています。

詳しい財政状況は、情報公開コーナー(市役所本庁3階)、市ホームページで公開しています。

今回は、決算の状況についてお知らせします。

宇根山家族旅行村の利用を再開します

7月から、改修中だった宇根山家族旅行村の利用を再開します。家族や友人とキャンプを楽しみませんか。

と き 7月~9月の土・日曜日と祝日、7月22日~8月26日までの金曜日、8月10日(水)~15日(月)

施設 オートサイト(車を横付けしてテントが張れる区画)=34区画、デイサイト(バーベキューかまど付き日帰りキャンプ用区画)=30区画

※デイサイトに屋根はありません。

利用料 1日1,050円、
1泊2日2,100円

※キャンプ用具(有料)と遊具(無料)のレンタルができます。

申し込み先 生涯学習課(☎0848・64・2137)、宇根山家族旅行村(☎0847・32・7891※開村日のみ。)





国保だより

国民健康保険は 加入者の皆さんが助け合う制度です

国民健康保険(国保)は職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたときに安心して医療などを受けるための制度です。
皆さんが納める国保税は、医療費や出産・死亡など保険給付の大切な財源となります。

●課税限度額が変わりました

今年度の国保税の税率は据え置きとしましたが、課税限度額は税制改正により医療分と後期高齢者支援分を2万円ずつ合わせて4万円引き上げ、表1のとおりとなりました。

安定した国保財政の運営へ、皆様のご理解とご協力をお願いします。

●軽減判定所得の基準を引き上げ

国保税の5割軽減は被保険者数に乗ずる金額を26万円から26万5千円に、2割軽減は被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円にそれぞれ改正し、軽減判定所得基準額を引き上げました。

●世帯主に納税通知書が届きます

今月中旬、世帯主に納税通知書が届

表1 平成28年度の税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分 40～64歳の人
①所得割 [前年中の所得に応じて計算]	7.0%	2.6%	2.7%
②資産割 [今年度の固定資産税額に応じて計算]	10.0%	1.0%	1.0%
③均等割額[加入者1人当たり]	23,600円	8,500円	9,500円
④平等割額[1世帯当たり]	23,200円	7,700円	6,600円
課税限度額	540,000円	190,000円	160,000円

※①～④の合計額が年間の国保税額となります。
※課税限度額とは税額の上限のことです。

きます。世帯に国保加入者がいれば、納税義務者は世帯主となります。納税通知書が届かない場合は市民税課にお問い合わせください。
第1期の納期限は8月1日(月)です。

●年金からの天引き(特別徴収)

国保加入者が全員65歳から74歳の世帯は、国保税が世帯主の年金から6回に分けて天引きされます。
次の場合は天引きされません。
・世帯主が国保加入者でない場合
・国保加入者である世帯主が今年度中に75歳になる場合
・世帯主の年金が年額18万円未満の場合
・介護保険料が天引きの対象でない場合
・介護保険料と国保税の合計額が年金額の2分の1を超える場合

●国保税の軽減制度

次の人は一定期間、税額が減額され、医療費の負担限度額が下がる場合があります。

対象 失業時の年齢が65歳未満で、交付された雇用保険受給資格者証の離職理由欄に「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかが記載されている人
申請方法 雇用保険受給資格者証・保険証・対象者の個人番号カードまたは通知カード・印鑑を持って市民税課(市役所本庁2階)へ

●国保税の減免制度

次の人は国保税が減免されます。
対象 災害や65歳以上で事業の廃止による離職などで国保税の納付が困難な人

※詳しくは市民税課へお問い合わせください。

国保税医療課(国民健康保険について)

☎0848・67・60500

市民税課(納税通知書・税額について)

☎0848・67・60031

税制収納課(納税について)

☎0848・67・60035

●新しい高齢受給者証が届きます

現在交付している高齢受給者証の有効期限は今月末までです。該当する人には今月下旬に新しい受給者証が届きます。

●更新手続きを忘れずに

現在交付している限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は今月末までです。新しい認定証が必要な人は、8月以降に保険医療課または各支所地域振興課で手続きしてください。

用意する物 保険証・印鑑・個人番号カードまたは通知カード

※限度額適用・標準負担額減額認定証の交付後、1年間で通算90日を超えて入院した場合は、入院期間が分かる物（領収書・入院証明書など）をお持ちください。

●納付が困難なときは相談を

やむを得ない事情などにより納付が困難な場合は、滞納のままにせず、早めに税制収納課へ相談してください。

後期高齢者医療だより

●新しい被保険者証が届きます

今月下旬に新しい被保険者証（橙色）が届きます。8月1日から使用してください。

※有効期限が過ぎた被保険者証（水色）は、廃棄するか保険医療課へ返却してください。

表1 受診した場合の自己負担限度額と食費・居住費

区分	自己負担限度額(1カ月)		入院	療養病床入院		
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	食費(1食)	食費(1食)	居住費(1日)	
市民税課税世帯	現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% (4回目以降 44,400円)	360円	460円	320円
	一般	12,000円				
市民税非課税世帯	区分Ⅱ※1	8,000円	24,600円	210円 (長期入院該当 160円)	210円	320円
	区分Ⅰ※2		15,000円	100円	130円 (高齢福祉年金受給者 100円)	320円 (高齢福祉年金受給者 0円)

※1 同一世帯の世帯員全員が市民税非課税の場合

※2 同一世帯の世帯員全員が市民税非課税で、その世帯の各所得(年金所得は控除額80万円として計算)の合計額が0円の場合

●限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新

市民税非課税世帯の人が受診した場合、減額認定証を医療機関に提示すれば、食費や居住費、医療費の自己負担額が表1のとおり減額されます。

対象 市民税非課税世帯の人
手続き 被保険者証と印鑑を持って、保険医療課または各支所地域振興課へ

※手続きをした月の初日から適用となります。

※今までに手続きし、今年度の市民税が非課税世帯の人は、8月からの減額認定証を被保険者証に同封して送付します。

●平成28年度の保険料

年間保険料は均等割額と所得割額の合計額です(表2)。年間保険料の限度額は57万円です。

表2 平成28年度の年間保険料の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 44,795\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{総所得額など}-\text{基礎控除}33\text{万円}) \\ \hline \times \text{所得割率}8.97\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline (\text{限度額}57\text{万円}) \\ \hline \end{array}$$

●保険料の納付について

今月中旬に保険料額決定通知書(納付書)を送付します。納付は原則、年金からの天引きですが、天引きできない場合は納付書または口座振替による支払いになります。

年金からの天引きの人でも口座振替に変更できます。希望する人は税制収納課へ相談してください。

★不審な電話に注意を

市役所や公的機関の職員を名乗り、「医療費などを還付する」と言って携帯電話で指示し、銀行や郵便局のATMを操作させ、現金を振り込ませる詐欺が多発しています。

還付手続きでATMを操作することは絶対ありませんので、注意してください。

☎保険医療課(被保険者証・減額認定証について)

☎0848・67・60056
市民税課(保険料について)
☎0848・67・60031
税制収納課(口座振替について)
☎0848・67・60034